

○墓地、埋葬等に関する法律施行条例

平成26年12月11日 中津市条例第40号

墓地、埋葬等に関する法律施行条例

中津市墓地等の経営許可に関する条例（平成12年中津市条例第20号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（事前届出）

第2条 法第10条第1項又は第2項の規定による許可（墓地又は火葬場の経営に係る許可及び墓地の区域の拡張又は火葬場の施設の変更に係る許可に限る。以下「特定経営等許可」という。）の申請をしようとする者（以下「特定許可申請予定者」という。）は、規則で定めるところにより、当該特定経営等許可に係る墓地又は火葬場の設置等の計画（以下「設置等計画」という。）について、規則で定める日までに市長に届け出なければならない。

（標識の設置）

第3条 特定許可申請予定者は、設置等計画について周知を図るため、規則で定めるところにより、当該設置等計画に係る土地の見やすい場所に、規則で定める日までに標識を設置しなければならない。

2 特定許可申請予定者は、前項の規定により標識を設置したときは、規則で定めるところにより市長に届け出なければならない。

3 第1項の規定により設置された標識は、風雨のため容易に破損し、又は倒壊しないように設置し、かつ、記載内容が不鮮明にならないよう維持及び管理しなければならない。

4 第1項の規定により設置された標識は、第15条第2項の規定による市長の確認を受ける日まで設置しておかななければならない。

（設置等計画の説明）

第4条 特定許可申請予定者は、設置等計画について周知を図るため、規則で定めるところにより、近隣住民等（墓地にあっては、当該墓地の周囲100メートル以内の、火葬場にあっては、当該火葬場の周囲250メートル以内の区域に存する住宅、学校、病院、店舗その他これらに類する施設（以下「住宅等」という。）の所有者及び居住者をいう。以下同じ。）に対し、前条第1項の標識を設置した日後から規則で定める日までに説明会を開催しなければならない。

2 特定許可申請予定者は、特定経営等許可に係る墓地又は火葬場の設置予定地が存し、又は接す

る自治会、町内会その他の市内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づき形成された団体(以下「周辺自治会等」という。)から設置等計画について説明会の開催を求められたときは、これに応ずるよう努めなければならない。

- 3 特定許可申請予定者は、前2項の規定により説明会を開催した場合において、近隣住民等又は周辺自治会等から公衆衛生その他公共の福祉の見地から考慮すべき意見、墓地又は火葬場の構造設備と周辺的生活環境との調和に関する意見、墓地又は火葬場の造成工事又は建設工事の方法等に関する意見の申出があったときは、設置等計画に当該意見を反映させるよう努めなければならない。
- 4 特定許可申請予定者は、第1項の規定により説明会を開催したときは、規則で定めるところにより市長にその概要を報告しなければならない。
- 5 市長は、前項の報告があった場合において、設置等計画の周知が不十分であると認めるときは、特定許可申請予定者に対し、改めて説明会を開催することその他必要な措置を講ずるよう指示することができる。
- 6 市長は、必要があると認めるときは、特定許可申請予定者に対し、第2項の規定により説明会の開催を求められたときの対応状況及び第3項の規定により意見の申出があったときの設置等計画への当該意見の反映状況について、報告を求めることができる。

(墓地等の経営の許可の基準)

第5条 市長は、法第10条第1項の規定による墓地、納骨堂又は火葬場(以下「墓地等」という。)の経営の許可(以下「経営の許可」という。)の申請があった場合において、次の各号のいずれにも該当し、かつ、当該墓地等が次条から第13条までの規定に適合していると認めるときでなければ、経営の許可をしないものとする。

- (1) 墓地等の設置が次の各号のいずれかに該当すること。
  - ア 地方公共団体が墓地等を設置しようとするとき。
  - イ 墓地等の経営を行うことを目的として設立された公益財団法人が墓地等を設置しようとするとき。
  - ウ 宗教法人法(昭和26年法律第126号)第4条第2項に規定する宗教法人が墓地又は納骨堂を設置しようとするとき。
  - エ 認可地縁団体(地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第1項の規定による市長の認可を受けたものをいう。)が現に設置している墓地を移転し、統合し、又は拡張整備しようとするとき。

(2) 墓地等の経営（当該経営に係る墓地等の設置が前号イ又はウに該当するものに限る。）にあつては、当該墓地等の経営を行おうとする者が、当該墓地等を経営するために必要な経理的基礎を有していると市長が認めるものであること。

(3) 墓地又は火葬場の経営にあつては、当該経営の許可の申請に先立って第2条、第3条並びに前条第1項及び第4項の規定による手続を経ていること。

2 前項（墓地の区域の縮小、納骨堂の施設の変更及び墓地の区画の変更にあつては、同項第3号の規定を除く。）の規定は、法第10条第2項の規定による墓地の区域又は納骨堂若しくは火葬場の施設の変更の許可（以下「変更の許可」という。）の申請について準用する。

（みなし許可に係る届出）

第6条 法第11条第1項又は第2項の規定により墓地又は火葬場の新設、変更又は廃止の許可があつたものとみなされた墓地又は火葬場の経営者は、規則で定めるところにより、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

（墓地の設置場所の基準）

第7条 墓地の設置場所の基準は、次のとおりとする。

(1) 墓地を經營しようとする者が所有し、かつ、地上権、抵当権その他の墓地の經營に支障をきたすおそれのある権利が設定されていない土地であること。ただし、地方公共団体が經營しようとする場合は、この限りでない。

(2) 住宅等の敷地から100メートル以上離れていること。ただし、市長が公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認める場合は、この限りでない。

(3) 河川、海又は湖沼に近接していないこと。

(4) 高燥で、かつ、飲料水を汚染するおそれのない場所であること。

(5) 有効な進入路が確保されている場所であること。

（墓地の構造設備の基準）

第8条 墓地の構造設備の基準は、次のとおりとする。ただし、市長が公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認める場合は、この限りでない。

(1) 墓地の境界には、樹木等による障壁が設けられていること。

(2) すべての墳墓の区画が幅員1メートル以上の通路に接すること。

(3) 通路は、砂利敷きその他の方法により、ぬかるみにならない構造とすること。

(4) 雨水その他の地表水が停滞しないよう排水路が設けられていること。

(5) 給水設備及びごみ集積設備が設けられていること。

(6) 墳墓の区画の総面積が墓地の面積の3分の1以下であること。

(7) 駐車場は、墳墓の区画の総数の5パーセント以上の数の自動車を収容できるものであること。

(埋葬禁止地域)

第9条 市長は、公衆衛生その他公共の福祉を維持するために埋葬（法第2条第1項に規定する埋葬をいう。）を禁止する地域（次項において「埋葬禁止地域」という。）を指定することができる。

2 埋葬禁止地域においては、焼骨その他規則で定めるもの以外のものを埋蔵してはならない。

(納骨堂の設置場所の基準)

第10条 納骨堂の設置場所の基準は、当該設置場所が寺院若しくは教会又は墓地の敷地内であることとする。ただし、地方公共団体が設置する場合は、この限りでない。

(納骨堂の構造設備の基準)

第11条 納骨堂の構造設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 耐火構造又は準耐火構造とし、建物内の納骨設備には、不燃材料を用いること。

(2) 出入口及び納骨装置は、施錠ができる構造であること。ただし、納骨堂内への立入りが納骨堂の管理者に限られる場合は、この限りでない。

(3) 適当な換気設備が設けられていること。

(火葬場の設置場所の基準)

第12条 火葬場の設置場所の基準は、当該設置場所が住宅等の敷地から250メートル以上離れていることとする。ただし、市長が公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認める場合は、この限りでない。

(火葬場の構造設備の基準)

第13条 火葬場の構造設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 火葬場の境界には、樹木等による障壁が設けられていること。

(2) 火葬場の規模に応じた管理事務所、待合室及び緑地が設けられていること。

(3) 火葬炉には、防じん、防臭及び防音について十分な機能を有する装置が設けられていること。

(4) 適当な遺体保管室、収骨室及び残灰庫が設けられていること。

(許可の条件)

第14条 市長は、経営の許可、変更の許可又は法第10条第2項の規定による墓地等の廃止の許可（以

下「廃止の許可」という。) をするに際しては、公衆衛生その他公共の福祉の見地から必要な条件を付することができる。

(工事完了の届出等)

第15条 経営の許可を受けた者(以下「墓地等の経営者」という。)は、当該経営の許可に基づく墓地等の新設又は変更の許可に基づく墓地等の変更に係る工事が完了したときは、速やかに市長に届け出て、その検査を受けなければならない。

2 墓地等の経営者は、前項の検査の結果、法、この条例及び前条の規定に基づき付した条件に適合すると市長が確認した後でなければ、当該墓地等を使用してはならない。

(変更の届出)

第16条 墓地等の経営者は、次に掲げる事項に変更があったときは、速やかに市長に届け出なければならない。

(1) 墓地等の名称

(2) 墓地等の経営者の氏名又は住所(法人又は団体にあつては、その名称、主たる事務所の所在地又は代表者の氏名)

(経営者の講ずべき措置)

第17条 墓地等の経営者は、当該墓地等について次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 墓地等を常に清潔に保つこと。

(2) 墓地にあつては、墓石等が倒壊し、又は倒壊するおそれがあるときは、速やかに安全措置を講じ、又は墓地等の所有者に当該措置を講ずることを求めること。

(3) 墓地等の構造設備が老朽化し、又は破損したときは、必要な修繕等を行うこと。

(立入調査)

第18条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、当該職員に墓地等及びその予定地に立ち入り、その施設の帳簿、書類その他の物件を調査させることができる。

2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(委任)

第19条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の墓地、埋葬等に関する法律施行条例（以下「新条例」という。）第2条から第14条までの規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後になされた経営の許可、変更の許可、廃止の許可その他の処分に係る申請について適用し、同日前になされたものについては、なお従前の例による。
- 3 施行日以後に経営の許可又は変更の許可に係る申請を行おうとする者（特定許可申請予定者に限る。）が、施行日前に行った特定経営等に係る墓地若しくは火葬場の設置等計画の届出、設置等計画の周知を図るための標識の設置又は近隣住民等に対する説明会の開催に相当する行為のうち市長が適当と認めるものは、それぞれ新条例第2条の規定による届出、新条例第3条第1項の規定による標識の設置又は新条例第4条第1項の規定による説明会とみなす。